議 会 定 例 会 会 議 録

平成28年6月27日

岩出市議会

議事日程(第3号)

平成28年6月27日

			平成20年6月27日
開	議	午前9時30分	}
日程第	第 1	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて
			(岩出市税条例等の一部改正)
日程第	第 2	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて
			(岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第	第 3	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
			(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
日程第	第 4	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて
			(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程	第 5	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第	第 6	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4
			号)
日程第	第 7	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算第3号)
日程	第 8	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第	第 9	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第	第10	議案第35号	岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公
		費	貴負担に関する条例の一部改正について
日程	第11	議案第36号	岩出市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条
		例	前の一部改正について
日程第	第12	議案第37号	岩出市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正に
ついて			
日程第	第13	議案第38号	平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)
日程第	第14	議案第39号	平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第	第15	議案第40号	平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第	第16	議案第41号	平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第42号 市道路線の認定について

日程第18 請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請

願書

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

開議 (9時30分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第26号から議案第42号までの議案17件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第2号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

日程第1 議案26号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正) ~

日程第17 議案第42号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第1 議案26号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の件から日程第17 議案第42号 市道路線の認定の件までの議案17件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりました議案17件に関し、各常任委員会の審査の経過と 結果について、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、演壇でお願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第26号 専決処分 の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の外議案6件です。

当委員会は、6月20日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)、議案第35号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第36号岩出市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」について、以上6議案いずれも、討論はなく、全会一致で、議案第26号、議案第27号及び議案

第28号は承認、議案第35号、議案第36号及び議案第38号の「所管部分」は可決しま した。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計 補正予算第6号)「所管部分」については、討論の後、賛成者多数で承認しました。 以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)についてでは、軽自動車税の税率変更について。また、混乱はなかったのか。 特定一般医療品等の購入費用を支払った場合の医療費控除の特例について。その周 知方法及び今後の対策は。について。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)及び議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)について、質疑はありませんでした。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)「所管部分」についてでは、地方創生加速化交付金、番号制度に伴うシステム改修委託料及び賄材料費の減額理由は。大阪方面路線バス補助金については減額となっているが、大阪方面バスの乗客数の実績は。減債基金に積み立てられているが、今後の予定は。について。

議案第35号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第36号 岩出市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部 改正についてでは、第4条中、7円30銭から7円51銭に改正された理由について。

議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」についてでは、コミュニティ助成事業補助金について、どのような事業内容の補助金か。について。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。 これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第29号 専決処分 の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)の外議案5 件です。

当委員会は、6月21日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算第3号)、議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」、議案第39号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第29号及び議案第32号は承認、議案第38号の「所管部分」及び議案第39号は可決しました。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)「所管部分」について、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、討論の後、賛成者多数で、議案第30号は承認、議案第31号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)についてでは、改正後、影響を受ける方の状況は。また、軽減制度での影響額は。について。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)についてでは、清掃手数料、事業所(月決め)の内容は。人権施策基本方針改定業務委託料の当初見積額は。ごみ減量化対策事業補助金の減額理由は。について。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市国民健康 保険特別会計補正予算第4号)についてでは、一般会計繰出金の理由は。について。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算第3号)についてでは、保険給付費に対する市の認識は。特定入所者介護サービス費の減額理由は。高齢者交流事業予算の組み替え理由は。について。

議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」についてでは、地域子ども子育て支援事業費の臨時職員賃金及び児童教育保育費の臨時栄養士賃金の内容は。保健福祉センター運営費、あいあいセンターの防水工事につい

て、根本的な見直しが必要ではないか。について。

議案第39号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算 (第1号) について、 質疑はありませんでした。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。 これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号) 「所管部分」の外議案7件です。

当委員会は、6月22日水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対し委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)「所管部分」、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)、議案第37号 岩出市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」、議案第40号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第41号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第42号 市道路線の認定について、以上8議案については、討論はなく、全会一致で、議案第30号「所管部分」、議案第33号及び議案第34号は承認、議案第37号、議案第38号「所管部分」、議案第40号及び議案第41号は可決、議案第42号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)「所管部分」では、地籍調査費、数値情報化委託料の内容は。また、今後の情報更新について。道路新設改良費、物件補償費の内容は。また、補償額について、どのような手順で行っているのか。について。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)では、水洗化助成金の減額理由と今後の方針について。公共下水道事業費、支障物件移設補償費の内容は。また、補償額についてどのような手順で行っているのか。紀の川中流流域下水道(那賀処理区)建設負担金について、現在の状況は。また、最終の年度はいつか。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市墓園事業 特別会計補正予算第1号)では、墓園の販売実績、残基数及び今後の計画は。

議案第37号 岩出市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでは、市道の構造の技術的基準を定めるに当たり、歩行者の通行量等、実態を把握しているのか。重大事故にならないように、歩行者と自転車を区別する方針が出されているが、市は今後検討するのか。について。

議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)「所管部分」、議案第40号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第41号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんでした。

議案第42号 市道路線の認定についてでは、市道認定後、ガスの配管について、 許可はどうなるのか。また、市に対して、道路所有者等から事前に届け出があるの か。について。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました、主な質疑であります。これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)の件、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)の件、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)の件、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算第3

号)の件、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)の件、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)の件、議案第37号 岩出市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正の件、議案第38号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の件、議案第39号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件、議案第40号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件、議案第41号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)の件、議案第41号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)の件、議案第42号 市道路線の認定の件、以上議案12件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案12件に対する討論を終結いたします。

議案第27号から議案第29号、議案第32号から議案第34号及び議案第37号から議案 第42号までの議案12件を一括して採決いたします。

この議案12件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号及び議案第32号から議案第34号、以上議案6件は原案のとおり承認、議案第37号から議案第41号、以上議案5件は、原案のとおり可決、議案第42号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の件に対する討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第26号 岩出市税条例等の一部改正する条例の制定について、私は 反対の立場から討論をいたします。

この議案は、市税に関する条例改正が複数盛り込まれたものとなっております。 まず、法人市民税の減額更正後に増額更正が行われた場合に、その期間は延滞金を 課さないとすることについてでありますが、これまで延滞金を取ってきたこと自体 が間違いであり、当然の改正であります。

また、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の減税、軽自動車取得税にかわる環境性能割への軽減税率の設定、軽自動車税のグリーン化特例については、市民負担の軽減措置となっており、これらの部分については賛成するものであります。

多くの自治体で再生可能エネルギーへの補助が実施されている中、私は、過去から一貫して、太陽光発電設置者に対する補助金新設を求めてきましたが、いまだに 岩出市はありません。早期に制度化を求めるものであります。

しかし、今回の議案には、市民の命と暮らしを脅かす自治体の自主性を奪うこと になる改正が含まれており、これらは容認するものではありません。

以下、各項目について述べたいと思います。

まず、スイッチOTC薬控除の創設についてですが、医師の判断ではなく、自己 判断で市販薬を服用することに誘導しようとしているものであり、薬の間違った服 用により病気の重篤化につながりかねません。望ましい医療から市民を遠ざける危 険のある制度であります。さらに、確定申告の際、市民に選択制を導入し、より複 雑化している点であります。

次に、都市再生特別措置法に基づき、事業者が整備した公共施設の固定資産税または都市計画税を減免する改正に関しては、自治体が立地適正化促進計画をつくることが前提になっています。ここには大規模商業施設の出店を規制する仕組みが弱い、容積率緩和などによる立地誘導策の導入により、無秩序な都市開発を招くおそれがあります。効率化の名のもとに、周辺地域の商店の切り捨てにつながりかねないなどの重大な問題が含まれております。

最後に、法人住民税について、資本金との額が1億円以下、かつ法人税額が500万円以下の税率を現行の9.7%を6%に、これ以外の法人等については12.1%から8.4%に引き下げています。この措置によって、本市の税収が減ると見込まれています。その補填措置として交付される交付金が、実際にどれだけ交付されるか、詳細は不明というのが現状であります。

三位一体改革以降、地方交付税が減らされたまま、市税収入が落ち込んだまま、一般財源収入総額が回復していない、その流れに沿って国が自治体の財源をさらに取り上げることなど、到底、容認できるものではありません。弱者への負担を増大させる消費税8%に加えて、国民の暮らしと中小零細業者の営業を破壊する性格を持った税制です。

安倍政権が10%増税の延期を表明しましたが、これは、消費税増税路線と大企業だけを優遇するアベノミクスが破綻していることをみずから認めていることにほかなりません。今回の税制改正は、国が決めたからといって、無節操に容認することは決して許されません。

よって、私は反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 田中宏幸議員。
- ○田中議員 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の 一部改正) について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の専決処分については、地方税法等の改正に伴い、岩出市税条例等の一部を改正するものです。今回の地方税法等の改正の中で、岩出市税条例に関するものは、地方創生の推進に向けて税源の偏在性をさらに是正するための法人住民税の法人税割の引き下げや健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとしてのスイッチOTC医薬品控除の創設、また、軽自動車における環境性能割の導入などであり、国会等においてもさまざまな論議が尽くされ、施行に至ったものと考えております。

また、この議案の施行日が4月1日となることから、所要の改正について専決処分を行うもので、改正の根拠等も明確であり、必要な改正であると認められます。 以上の理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市一般会計補正予算第6号)の件に対する討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第30号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、反対の立場 で討論を行います。

今回の補正は、歳入実績による配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税の 補正のほか、各事務事業の精算や基金積立金などの補正が組まれています。ここで 反対の理由として上げるのは、減災基金への積み立てについてであります。今回、 減災基金に2億5,862万円が計上されております。

歳入で、地方交付税が2億3,417万3,000円が入ってきておりますが、それ以上に、 そっくりそのまま減債基金へと積み上げられているとも言えます。減債基金は、財 政健全化に向けた市債の財源確保のためとしていますが、その結果、市民の暮らし 向きには回されていないということになります。

市の借金は、もともと毎年、公債費を含んで計画的に返済しているもので、将来の借金返済に備えるとしても、減債基金に積み増ししなければならない理由は全くありません。また、説明では臨時財政対策債がふえてきていると説明がありました。地方交付税は、地方固有の財源であることを再確認し、国の責任において、地方交付税の財源を確保することを強く求めていく必要があります。国に対し、臨時財政対策債を廃止し、本来の姿である地方交付税へ復元するよう国に働きかけることを強く求め、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野 豊議員。

○西野議員 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市 一般会計補正予算第6号)について、私は本議案に対し、賛成の立場で討論をいた します。

歳入では、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税のほか、各事務事業の 精算に伴う事業財源、特別会計からの繰入金などであり、また、歳出では、各事務 事業の精算、特別会計への繰出金などであります。

なお、本補正予算収支による基金の積み立てに関しては、年度中の取り崩しに対 する積み戻しや将来負担に対する減債基金などへの積み立てとなっています。

いずれも経費節減による歳出の減と歳入財源の確保に努めた上での補正であり、歳入歳出とも適正な予算となっており、私は、本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第30号に対する討論を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市国 民健康保険特別会計補正予算第4号)の件に対する討論の通告がありますので、順 次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第31号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号に、 反対の立場で討論を行います。

この議案の中身においては、国保会計を運営していく上で、交付される財政調整 交付金の額が決定されたものと、国保における低所得者への負担軽減額が確定され たもの、国保会計として延滞金の回収の対応をどうするのかが問われるものです。

この補正予算は、一般会計へ833万円の繰り出しを行う対応がとられてきています。これまで一般会計から繰り入れしているから返却するという説明でした。今回のこの余剰金を生んだ財源については、国保会計に運営上必要とされたものが、結果的に余剰金として残ったものであり、そもそも余ったから返すという性格の財源内容ではありません。しかも、現在、国保会計の基金状況は、ここ数年、わずか90万円という状況が意図的に続けられており、緊急的な事態が起こったときには、対応すらできない実態となっています。

国民健康保険税そのものが高くて支払えず、結果的に、毎年、多額の不納欠損金を生じてきている中、このような余剰金が生じたのであれば、当然、基金に積み立てられなければならないものです。

財源内訳を見ても、歳入において、国保税の延滞金分として2,200万円を回収してきているものです。期日までに支払えなかった国保税に、延滞金という新たな負担をさせて回収されたものです。国保税として回収されてきたものが、国保を安定化させていくための財源や低所得にあえぐ方たちの負担軽減に活用することこそ求められています。一般会計に繰り出す対応自体、筋が通りません。

また、社会保険では、事業者が半額負担されているのに対し、国保では、過度な 負担とならないようにと、国負担分として支援もされてきているのです。今、国の 負担分が減らされ続けてきているのです。自民・公明政権のもと、大企業やアメリ カに顔を向けた政治が行われ、社会保障を毎年切り縮めているからです。地方自治 体、国保加入者に大きな負担を押しつけてきたから、国保税は高くなったのです。

一般会計から借りていると言いますが、国保を運営していく上で、市自身が繰り

入れが必要として行ってきたことであり、繰り入れを含めた上で、国保税が算定されているわけです。この点でも借りているという理由は成り立ちません。国保加入者に理解されないと考えます。

サラリーマンが負担した税金を国保に投入するのは二重の負担になり、一般会計から繰り入れるのは適切でないという意見もありますが、税金を払っているのはサラリーマンだけではありません。農家も自営業者も年金生活者も中小企業で働く方など、みんなが負担しているのです。サラリーマンの方も退職すれば国保を使うことになります。市民から集めた税金を市民の生存権を保障するために使うのは、当然のことです。

今回の余剰金の財源内訳から見て、国保税引き下げの財源や国保会計の健全化を 図るための財源として活用するのが当然であります。不適切な対応をとっていると 考えますので、この議案には反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 三栖慎太郎議員。
- ○三栖議員 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度岩出市 国民健康保険特別会計補正予算第4号)について、賛成の立場で討論いたします。

歳入では、国・県の調整交付金、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金の確定と一般被保険者延滞金の増額に伴う補正、歳出では、保険給付費の増額と一般会計繰出金の確定に伴う補正であり、いずれも精算に係るものであります。

また、一般会計繰出金については、国保会計は、基本的に当該会計で運営するものでありますので、決算収支見込みを勘案し、さきに一般会計から財源補填された一部を返還するのは当然のことであり、制度運営上、必要な補正です。

よって、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第31号に対する討論を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次、発言 を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

議案第35号、岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部改正について反対討論を行います。

選挙ポスター代など公費助成上限額、消費税分、全国的に不正があり、チラシ代などをポスター代に上乗せし、公費を請求したり、公費が出ない随行車の燃料代を選挙カーの燃料代で請求するなどが起こっております。市場価格を無視して、公費助成額を高く設定していることから起きている問題であります。

今回、市当局から公職選挙法の改正に合わせ、消費税値上げ分の値上げ提案がありましたが、市場価格を踏まえて設定すべきであると考えております。各種選挙の候補者には、選挙カーのレンタル代、運転手の人件費、ポスター代などが公費から助成されます。

得票数の少ない場合は、公費助成が出ない場合もあります。2014年4月、消費税が5%から8%にアップしたことから、公職選挙法の公費助成上限額が見直され、その改正に合わせ、この6月議会で選挙カーのレンタル代、1日1万5,300円から1万5,800円に、燃料代、1日7,350円から7,560円に、選挙ポスターなども公費助成上限額がアップされる議案であります。

岩出市の実態は、ポスター作成、燃料代、自動車の借り入れ等では、上限に達していないのが現実であります。グレードの高いものに使用することはあるのですが、むしろ、岩出市の場合では、立候補者の選挙公報を作成し、市民の各家庭に配布すること。また、選挙改正による18歳以上の投票権者に対する学校での投票所の開設、かつらぎ町では、3高校で今回から設けられております。さらに、期目前投票者が増加していく中、量販店等においても投票が可能にすることなどに振り向けるべきであります。

県下で一番低い投票率の汚名を返上すべきであり、さまざまな方法で、投票率の 向上をさせる取り組みが求められるのであります。

以上のことから、選挙公費助成上限額が市場価格と比べ、かなり高額で、そのことで問題が起こっている可能性が高く、市場価格を踏まえた中で、選挙公費助成上

限額を引き上げるべきではないと思っております。

よって、条例改正案には反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。宮本要代議員。
- ○宮本議員 私は、議案第35号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例改正は、公職選挙法施行令に規定する国会議員の選挙運動の公営単価について、消費税が5%から8%に増税されたことを踏まえ見直されたもので、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担については、公職選挙法において国会議員の規定に準じることとされており、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る上からも条例の改正が必要であると考えます。

以上、延べました理由によりまして、私は、本案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第35号に対する討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 岩出市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

議案第36号について、私は反対の立場から討論を行います。

35号議案で追加して、市長選挙のビラの作成が7円30銭から21銭の値上げになる 条例案であります。

これにおいても市長の選挙広報紙を作成し、選挙への啓発と投票率の向上に取り組むことが重要であります。

さらに、期日前投票者が増加している中、量販店等においても投票が可能にする

ことなどに振り向けるべきであります。県下で一番低い投票率の汚名を返上すべき であり、さまざまな方法で投票率の向上をさせる取り組みが求められております。 しかし、岩出市選挙管理委員会は、能動的に動くことなく、しておりません。

以上のことから、議案第36号の意見を述べ、条例改正案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 私は、議案第36号 岩出市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例改正は、公職選挙法施行令に規定する国会議員の選挙運動の公営単価について、消費税が5%から8%に増税されたことを踏まえ見直されたもので、公職選挙法において、国会議員の規定に準じることとされていることから、本条例の改正が必要であると考えます。

以上、述べました理由によりまして、私は、本案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第36号に対する討論を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求め る請願書

○井神議長 日程第18 請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

厚生常任委員長、お願いいたします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。 6月17日の会議において、当委員会に付託されました請願書は、請願第2号 年 金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書です。

当委員会は、6月21日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続き、請願書の審査を行いました。

請願第2号を審査するに当たり、紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について 説明を受け、請願書に対する質疑を行いました。

反対討論、賛成討論の後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により、請願第2号は不採択となりました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書について。

持続可能な年金制度とするには、世代間の公平性も考えなければならないが、どのように考えているか。マクロ経済スライドを廃止することとしているが、何が問題と考えているのか。年金財源が圧迫している現状において、全額国庫負担を求めているが、その財源はどのように考えているのか。最低保障年金制度の実現について、保険料を納付していない人に給付することを想定しているのか。また、納付した人の年金額については、どのように考えているのか。今後、最低保障年金という新たな制度の上で、年金の保険料を支払っていくことを想定しているのか。について。

以上が、厚生常任委員会の請願書の審査の中で交わされた主な質疑であります。 これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勧曜議員。

○吉本議員 本請願書に対して、反対の立場から発言いたします。

少子高齢化が急激に進み、生産世代が減少し、年金受給世代が増加する現状の中、年金の持続性を高めるためにも、年金のマクロ経済スライドをデフレ下でも実施できるようにすべきであり、年金の保険料負担の公平化だけでなく、子供や孫の将来世代へ給付水準を確保する等、持続可能な年金制度として、長期にわたって安定的に維持するために必要なものであると考えます。

全額国庫負担の最低保障年金制度を実現することについては、年金制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を平成21年度に3分の1から2分の1に引き上げるなどの改正が行われていますが、全額国庫負担となれば財源確保に課題があることや年金に係る制度設計は、生活保護やその他の福祉制度と密接に関連しており、総合的かつ政策的に議論すべき事項であります。

なお、国では、東日本大震災や熊本地震の復興資金等の財源が必要であるとともに、平成26年度、平成27年度では、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するための臨時福祉給付金の支給、平成28年度では、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されており、年金者には一定の配慮がなされています。

次に、年金支給開始年齢の引き上げについては、少子高齢化などの社会情勢を踏まえて決定されてきたものであり、年金制度を安定的に維持運営するためにも必要な決定であると考えます。

よって、今回提出されました請願書では、「マクロ経済スライドの廃止」「全額 国庫負担の最低保障年金の実現」「年金支給開始年齢の引き上げをしないこと」に ついては、先般、来年4月予定であった消費税10%の引き上げを平成31年10月まで 2年半先送りすることが発表されましたが、社会保障の担い手である勤労者世代の 割合が減少する中、年金、医療、介護、福祉などの社会保障の安定財源の確保が重 要な課題であると考えますので、この請願書につきましては反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。市來利恵議員。
- ○市來議員 請願第2号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願に対して、賛成の立場で討論を行います。

年金制度は、給付の削減と保険料の引き上げによって、100年の安心を保障する と2004年に打ち出した大きな改革にもかかわらず、労働者の賃金低下やデフレがと まらず、危機的な状況は一層深刻化しています。

政府・財界は、こうした危機を一層の年金削減と消費税増税によって切り抜けようと、高齢者、国民への負担を強めている現状です。

高齢者にとって、年金は命綱です。その年金が1円もない無年金者や少ししかない低年金者がたくさんおられます。

請願者の年金者組合は、このような無年金、低年金者をつくり出す日本の年金制度を根底から改める最低保障年金制度の創設を求めています。

憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。

また、最低保障年金制度の導入については、国連で日本政府に対し、示唆と勧告を出しています。

請願者は、権利として年金制度の充実を求めるものです。

今、年金は、マクロ経済スライドによって、物価や賃金が伸びても、年金額の伸びを低く抑えられる仕組みで、額面はふえたと見せかけていても、実質的な価値は 目減りすることとなっています。

若者たちは、このマクロ経済スライド制度を見て、保険料を払っても、この先もらえるのかと、年金制度への不信、不安がよぎることでしょう。マクロ経済スライドで影響を受けるのは高齢者だけではありません。低賃金で働く方、非正規雇用で働く若者、女性が200万人にも増大しており、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超える異常な状態の中、将来の年金者にとっても深刻な問題と言えます。若者が安心できる年金制度にするためにも、そして、社会保障は、憲法で保障されているように、国の責任で財源を確保し行うべきです。

社会保障の財源は、所得の再分配で行い、所得の大きいところに応分の負担を求めれば財源は確保できます。リスクのある株式運用はやめるべきです。お金の使い方と集め方を見直すとともに、将来も年金制度を持続できるためにも、非正規雇用から正規雇用へ、国民の将来に明るい見通しを立てることこそ必要です。

この請願は、年金者組合を初め市民、そして国民の切実な願いです。請願を採択 し、国に意見書を上げることが、市民の願いに応える市会議員としての役割である とも考えます。

以上の理由から、請願第2号を賛成といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。
 - 田畑昭二議員。
- ○田畑議員 請願第2号につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止することにつきまし

ては、このマクロ経済スライドとは、そのときの社会情勢、すなわち現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みであり、長期的に、安定した年金制度の維持には必要不可欠なものであり、必要な制度であります。

次に、最低保障年金制度につきまして、以前、民主党政権時代に打ち上げた政策であり、年金を納めていない人も全員、その当時は7万円、今回、質疑、答弁では8万円と言われましたけども、年金を支給するもので、この制度に対する財源は7万円の場合は約25兆円必要であります。その財源として消費税を充てると、10%では当然足りなく、さらに7%の上乗せが必要となってきておりました。このように不公平であり、かつ非現実的な絵そらごとであり、国民を惑わすものであり、賛成はできません。

いずれにいたしましても、現行の年金制度の持続こそが最も大切であり、以上の 理由により、この請願には反対いたします。

以上です。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する賛成の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

請願第2号について、私は賛成の立場から討論を行います。

今、年金制度は、給付の削減と保険料の引き上げによって、100年の安心を保障すると、2004年(平成16年)に打ち出して、大きな改革にもかかわらず、労働者の賃金は10年連続して低下し、デフレはとまらず、劇的な状況であります。

政府財界は、こうした危機に便乗して、年金の削減、給付年齢の引き下げ、加えて、消費税の増税を推し進めて、高齢者、国民への負担を強めております。

私たち高齢者にとって、年金は最も大切な年金であります。年金受給資格の期間は25年。25年に満たない無年金の人、年金をかけたくてもかけられない人、今の日本の年金制度を根底から改める最低保障年金制度を確立せねばなりません。これは絵そらごとではありません。

憲法25条でも、今、同僚議員が言いましたように、私たちは、過去、国連から、 再三、日本政府に対して示唆と勧告が出されております。しかし、いまだに政府・ 自民党はそれに応えていないのであります。

吉本議員のほうから、子や孫の将来のためということで、安定的な財源を言われ

ておりましたが、年金積立金である133兆円のうち、株に投資して、今回、損失が 5兆円から8兆円出ていると言われております。

また、財源は、自衛隊費、アメリカへの思いやり予算を削減し、さらには脱税、 パナマ文書、この所得の再配分を実施すれば、財源に事欠くことはありません。

私たちは、年金削減を取りやめて、全額国庫負担にする財源は日本にあるのであります。安倍総理は、世界各国を外遊して30兆円から外国にばらまいているではありませんか。これこそやめるべきであります。

今回の請願については、この意思を岩出市議会の総意として、国会に上程することを強く求めて、賛成の討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。 本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文 教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則 第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに 決しました。

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月29日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月29日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (10時30分)